

●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

ブリッジの除去と新製について

4月改定でブリッジの除去やその後の新製に係る補診や前装冠などの取り扱いが変更されている。症例を基に解説する。

患者: 39歳・男性

主訴: 他の歯科医院で昔作ったブリッジに違和感があり、みてほしい。

所見: ブリッジが不適合。歯周組織は安定している。

傷病名: ①②③④ Brフテキ, MT ①②④ C₃処置歯

月日	部位	療法・処置	点数
10月1日		再診	45
		①②③④に違和感の訴えあり。除去して再製作することとし、患者の同意を得る。	/
	①②④	X-Ray (D) 2F 電	58×2
		3歯とも、根管は気密に根充されていて、根尖部に透過像なし。①②④マージン下に透過像あり。	/
	①②③④	Br除去 注①②③	/
		切断 (①②間)	32×1
		除去 (①② 前装MC, コアレジン+スクューポスト)	32×2
		除去 (③ 前装ポンテック)	32×1
		除去 (④ FMC除去, コアレジン+スクューポスト)	32×1
		補診 注④	90
	①②③④	欠損部の状態は良好。①②④金パラ前装MC, ③金パラ前装ポンテックのワンピースキャストブリッジを製作することとし、患者の同意を得る。	/
	①②	支台築造 (コアレジン+スクューポスト)	147×2
		失PZ	636×2
		ブリッジ支台歯形成加算 注⑤	+20×2
	①②④	リテーナー 注⑥	100
		仮セ	4×3
		歯管 文書提供加算 歯管文書提供	100+10
		管理内容を説明し、文書提供。	/
10月8日		再診	45
		前回処置後、違和感や痛みはないとのこと。	/
	①②④	リテーナー除去	/
	④	支台築造 (コアレジン+スクューポスト)	147
		失PZ	636
		ブリッジ支台歯形成加算	+20
		支台歯の平行関係は良好 注⑤	/
	①②	歯冠補綴時色調採得検査(写真1枚添付) 注⑦⑧	10×1
		共にシェードA3に決定。	/
	①②③④	連m p(寒天+アルジネート)	280
		BT (ハイトワックス)	74
		リテーナー再Set 仮セ 注⑨	/
10月15日		再診	45
		前回処置後、痛みなどないとのこと。	/
	①②④	リテーナー除去	/
	①②③④	ブリッジ仮着	40
		仮セ	4×3
10月22日		再診	45
		入れた歯は特に問題なく噛めているとのこと。	/
	①②③④	ワンピースキャストブリッジset	150
		装着材料 I (スーパーボンド)	17×3
	①②④	12% 金パラ前装MC 注⑩	1552×3
	③	12% 金パラ金属前装ポンテック	1474×1
		補管 補管の文書提供	330

《解説》

注① 前装MCなどの補綴物の除去を行った場合は、区分に応じて1歯につき除去料を算定する。なお、前装MCと支台築造を除去した場合など、同一歯で一連に2個以上の除去を行った場合は主たる項目のみを算定する。

レセプトの摘要欄には、部位及び種類を記載する。なお、傷病名部位欄から部位及び種類が明らかに特定できる場合は、摘要欄の記載は省略できる。

簡単なもの 16点	・充填物 ・インレー ・HJC ・CAD/CAM冠 ・乳歯冠 ・小児保険装置 ・小児保険装置のループの切断(乳歯冠を継続使用する場合) ・破損したポンテック、ポストクラウンの人工歯(修理時) ・その他コア ・鉤(有床義歯の調整目的時、義歯修理又は床裏装前提の除去)
困難なもの 32点	・FMC ・前装MC ・4/5冠 ・3/4冠 ・スクューポスト(支台築造用) ・金属小釘 ・急性のPu Perのため患者が苦痛を訴え除去困難なインレー ・ポンテックのみの除去 ・連結された歯冠修復物の切断(1カ所につき) ・歯間に嵌り込んだ義歯の切断除去 ・滑面板 ・修復装置(1/3顎につき)
著しく 困難なもの 54点	・歯根長の1/3以上のポストにより根管内に維持を求めた鑄造体 ・歯冠部が破折レポストのみが根管内に残留する鑄造体 ・ファイバーポスト(支台築造用レジンを含む)

注② ポンテックの除去料は、切断箇所に係らず、除去したポンテックの数で算定する。

(問) 歯冠修復物又は補綴物の除去において、「ポンテックのみの除去」の算定方法が変更になったが、例えば次のような場合はどのような取扱いとなるのか。

① ⑦⑥⑤ブリッジの6ポンテックのみを除去した場合

② ⑦⑥⑤ブリッジをすべて除去した場合

③ ⑦⑥⑤④ブリッジをすべて除去した場合(第一小臼歯は全部金属冠)

(答) ①ポンテック1歯の除去となり、「困難なもの」32点×1の算定となる。

②全部金属冠2歯及びポンテック1歯の除去となり、「困難なもの」32点×3の算定となる。

③全部金属冠2歯及びポンテック2歯の除去となり、「困難なもの」32点×4の算定となる。

注③ 連結冠などの連結された歯冠修復物の切断を行った場合については、切断箇所につき、32点が算定できる。

(問) ブリッジの除去について、例えば⑦⑥⑤④ブリッジを⑦⑥部分のように歯冠補綴物の連結部分を切断した場合は、留意事項通知の(7)の二により切断を算定できると考えるのか。

(答) 真見のとおり、⑦⑥⑤④ブリッジをすべて除去する場合は、⑦と⑥の間の切断、全部金属冠3歯及びポンテック1歯の除去となり、32点×5として算定できる。

注④ 補診は、新たな欠損補綴を行う際に、その治療を開始した日に患者に対して治療などの説明を行った場合に算定する。その際、病名、症状、治療内容、製作予定部位、欠損補綴物の名称、欠損補綴物に使用する材料、設計、治療期間などを、概要図や写真などを用いて効果的に患者に説明する。

カルテには、製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称、設計などの要点を記載する。

注⑤ ブリッジ支台歯の形成に際して、支台歯間の平行関係を確認した上で歯冠形成を行った場合に、ブリッジ支台歯形成加算20点が算定できる。カルテには、平行関係の確認の結果を記載することが望ましい。

また、2016年9月1日付疑義解釈より、複数日に分けて支台歯形成を行った場合は、支台歯それぞれの歯冠形成が完了した日に歯冠形成とブリッジ支台歯形成加算が算定できる。レセプトの傷病名欄には、ブリッジの病名を記載する。

注⑥ ブリッジの製作過程で支台歯の保護、支台歯や隣接歯、対合歯の移動防止などのためリテーナーを製作した場合、1装置につき、ポンテックと支台歯の合計が5歯以下のものは100点、6歯以上のものは300点を算定する。

なお、点数はブリッジの支台歯として歯冠形成を予定している歯または歯冠形成を完了した歯について、その歯を支台歯とするリテーナーを製作した場合、その歯に係る処置などを開始した日からブリッジを装着するまでの期間に、1装置につき1回を限度に、算定できる。

注⑦ 歯冠補綴時色調採得検査(色調)は、前歯部における前装MC又はHJCの製作の際にその色調を決定するため、隣接歯等と色調見本を同時にカラー写真で等倍に準じて撮影した場合に、1枚につき10点が算定できる。なお、色調の算定は印象採得を行った日と同日に行う。

撮影した写真は、カルテ及び歯科技工指示書に添付する。ただし、カルテに添付する場合又は自院で歯科技工を行う場合については、デジタル撮影した画像を電子媒体に保存して管理してもよい。

注⑧ 複数歯を同時に製作する際に同一画像内に当該歯、色調見本及び隣接歯が入る場合は、補綴する歯の数に係らず1枚10点として算定する。

また、支台歯の隣接歯に天然歯がなく、対合歯のみ色調の比較が可能な天然歯がある場合は、対合歯を用いて色調を算定してもよい。

注⑨ リテーナーの点数算定時や試適後のリテーナー再装着時に、仮着材料料として支台歯1歯につき4点を算定する。

リテーナー脱離再装着時の仮着材料料は算定できない。

注⑩ ブリッジの支台歯となる第1小臼歯に限り、前装MCを小臼歯に使用できる。

* 実態に即してご請求下さい *